

巻頭言

—情報学研究の多様性（法の適用における事実とデータ処理におけるデータ型との類似性）—

情報学研究所所長

山田恒久

（１）はじめに

情報学は様々な情報の管理、処理、蓄積、及びその統合などを目的とする学問領域といわれている。そのため、自然科学のみならず人文科学や社会科学などの領域に属する情報をも対象とする研究が成り立つ。今号も、本学の情報学研究の層の厚さを反映して、9編の論稿を掲載することができた。

こうした多様な研究対象には、もちろん、法律学の諸問題も含まれる。例えば、法令や判例などの法律学に関する情報を検索又は整理するために資する効率の良い方法の研究及び分析が、いわゆる「法情報学」と呼ばれる領域として既に存在する。さらに進んで、法の適用における事実の取扱いについても、情報処理の考え方から示唆を得ることができると思われる。

（２）プログラムとデータ

コンピュータに一定の情報を処理させるためには、コンピュータに理解可能な特定の言語を使用して、その手順を指示する必要がある（ここでは、特定の言語を用いてこの手順の内容を記述した一連の指示を、以下「プログラム」という。）。そして、コンピュータはプログラムに記述されることにより指示された通りに、そしてその指示の限度で、入力された情報を処理することになる。換言すれば、入力される情報は、あらかじめ定められたプログラムにとって解読可能の場合にだけ処理の対象として意味を持つものとなる。

ここにいう解読可能な情報とは、技術的には、コンピュータに入力された特定の情報が、

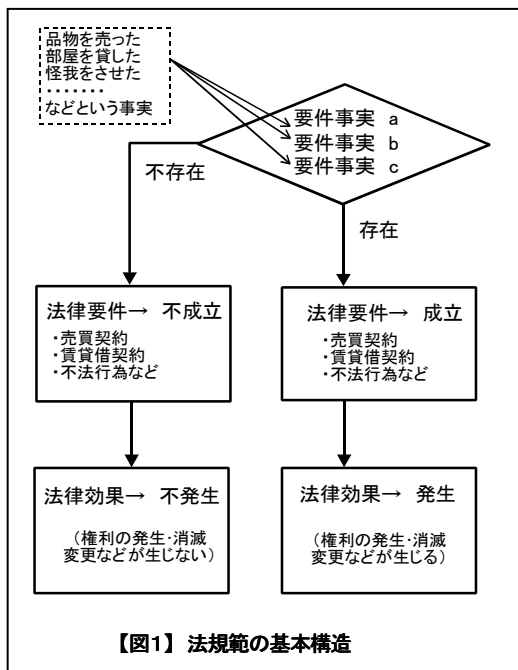
プログラム上でデータとして扱われる際に、そのプログラムで想定された入力形式及び内容に一致していることをいう。例えば、コンピュータに入力されるデータが、「25」というようなものであっても、プログラム上は、これを必ずしも数量として扱うとは限らず、文字列として扱うこともあり得る^①。そして、この二つのデータは、単純な加法記号を用いた演算をする場合にさえ、その処理結果が大きく異なる^②。したがって、数量データと文字列データを混合する処理は通常は許されず、また、混在すればそのプログラムによって所期の目的を達成することはできない。そうした意味で、入力されたデータと、プログラムで予め想定された入力データの形式的要請（いわゆる「データ型」）とが、一致している必要があるということになる。また、顧客の住所録を作成するというような単純なプログラムで、名前、住所などが入力されるべきデータとなっている場合に、名前や住所について意味不明の文字列（年齢や職業という意味は確定的であっても、名前や住所としては意味を有しないことを含む）を代入すれば、やはり住所録を作成するという、そのプログラムによって得られるべき所期の目的を達成することはできない。そうした意味で、入力されたデータが、プログラムで予め想定された入力データの内容的要請にも一致している必要があるということになる。

そうして、入力される情報が、個々のプログラムにとって解読可能の場合にだけ処理の対象として意味を持つものとなるために、個々のプログラムに代入されるべきデータは、

そのプログラムが想定する固有の形式と内容に関する条件を充たしていなければならないことになる。仮に、いくら有用な内容を含むデータであっても、その処理に無意味なデータを混在させれば、予めプログラムによって企図された結果を得ることはできない。具体的には、先に挙げた顧客の住所録の作成という処理においては、「住所」という概念に該当する情報が必要であるということを知った上で、この顧客データの中からその情報を切り取って入力しなければならないことになる。したがって、特定の手順に従った情報処理を望む者は、予め定められたその情報処理にとって固有に存在する条件を知らなければならないことになる。

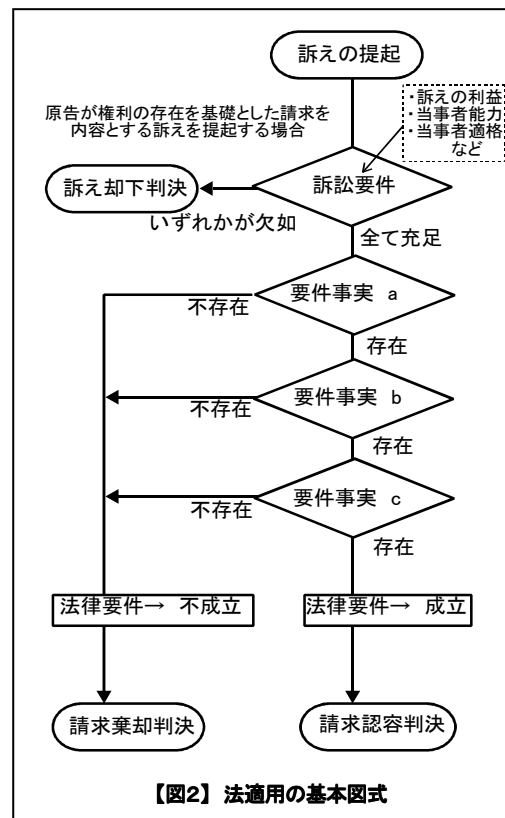
(3) 弁論主義

全ての法規範は基本的には「条件」と「結果」の組み合わせで表現されている。このうち「条件」にはさらに、この条件を成立させるための数個の要素が、併せて列挙されている。したがって、[数個の要素]の存在→[条件]の成立→[結果]の発生という図式が成



【図1】法規範の基本構造

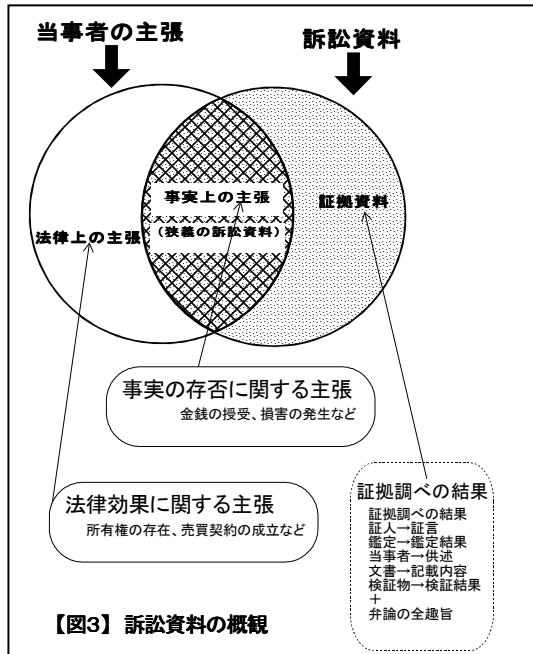
り立つ。そして、法律学では、特に、[数個の要素]を「要件事実」、[条件]を「法律要件」、[結果]を「法律効果」と呼称する（【図1】参照）。こうした全ての法規範に共通の基本構造を前提にすると、法規範の適用においては、その適用すべき法規範に定められている「要件事実」が存在しているならば、「法律要件」が成立することが認められ、その結果として「法律効果」が発生するということになる（【図2】参照）。



【図2】法適用の基本図式

このような法規範の適用過程の一類型である民事訴訟手続においては、その手続の全体を貫く基本原理の一つとして、弁論主義というものがある。この原理は、一般には、判決の基礎となる事実と証拠（いわゆる「訴訟資料」と呼称されている【図3】参照）の収集についての権能と責任は当事者に帰属するという原則であると説明されている。

ところで、この原理は、判決の基礎となる事実の提出に関する責任は当事者に帰属するというのみが示されている。したがって、



その事実に基づいて、法規範を適用する責任の帰属は必ずしも明らかではない。しかし、「法は裁判所の知るところ*“Iura novit curia.”*」という、法諺（いわゆる法律のことわざ）が引用されて、一般には、法規範適用の責任は裁判所に専断的に帰属すると理解されている。その結果、当事者は事実を提出することのみがその仕事とされ、法規範を適用して誰が法律上の権利を有し、義務を負うかを判断するのは裁判所の仕事という民事訴訟手続における截然とした責任の分担があるというのが一般的な理解ということになる。この状況を説明するために、よく知られているもう一つの法諺の中に、「我に事実を語れ、されば汝に権利を語らん*“Narra mihi factum, narro tibi ius.”*」というものもある。これらの法諺は、ラテン語で表現されているが、しかし、実はローマ法上の原則ではないという指摘もある^③。その当否は暫く措くとして、少なくともこの法

諺がドイツ普通法（概ね15世紀から19世紀のドイツにおいて、ローマ法が継受され、これが適用されていた時代“*gemeines Recht*”）時代に、裁判官の自働器械化のために、意図的に用いられていたことは一般に認められているようである。そして、この法諺の意図するところは、裁判官は法律適用の自働器械、いわばコンピュータであって、当事者が事実を入力すると、法規範の適用の結果が自動的に出力されるということを主張するというものであったことが一般に認められている。

実際に、法の適用は外形的には、要件事実の存否さえ明らかとなれば、結論が自動的に導かれるから、裁判官の自働器械化という考え方は、必ずしも荒唐無稽なものではない。

もとより、人としてあるべき姿の具現ともいべき正義の実現を、結局はコンピュータのプログラムによって決定するというその適否には、大いに疑問が残る。そして、ここでは裁判官の自働器械化に象徴される法的判断の原型として、これと情報処理の考え方との共通性を指摘しているに過ぎない。

ところで、これらの格言によって示された、「法→裁判所」、「事実→当事者」という図式が、現在に至るまで連綿と引き継がれてきた。そして、この考え方はさらに進んで、当事者には法に関する権能はなく、仮に、当事者が法的な主張をした場合にも、裁判所はこれに拘束されることなく、当事者の主張を無意味なものとして扱うこともあり得るという考え方も強く主張されている。民事訴訟法の分野における、いわゆる権利自白^④と呼ばれる事項に関する取扱いや、国際私法の分野における外国法の適用に関する主張に関する取扱い^⑤がその典型例であると考えられる。

（4） データ処理前に必要なルールの存在

既に触れたとおり、特定の手順に従った情報処理を望む者は、予め定められたその情報

処理にとって固有に存在する条件を知らなければならぬというものであった。この結論を、「裁判官の自働器械化」にあてはめると、裁判官に対して判決を求める当事者は、特定の手順に従った情報処理を望む者ということになる。そうして、当事者は予め定められたその情報処理にとって固有に存在する形式と内容の条件に適った情報を提示しなければならないことになる。具体的には、当事者が起きてから寝るまでの間に（場合によっては眠っている時間さえも含めた）、その身の回りで生じた様々な事象の中から、要件事実として意味を持つ事実（一定の形式と内容の条件に適った情報）を切り取って訴訟資料として提出しなければならないことになる。この身の回り生じた様々な事象の中から、要件事実を切り取る作業は、切り取りのための条件（適用されるべき法の内容）を予め知っていなければ不可能である。こうしたことから、適用されるべき法は、当事者にとっても処理の前提となる事実の切り分けのために、どうしても知らなければならないものということができる。それは、「法は裁判所の知るところであり、したがって、法は裁判所の専権に属する」ということではなく、「法は当事者も予め知っていなければならないものであり、したがって、法は当事者にとっても意味のあるもので、裁判所の専権に属するとはいえない」と考えざるを得ない。

以上のように、法の適用における事実の取扱いと、一定のデータを扱う情報処理におけるデータ処理前に必要なルールの存在との間には、一種の類似性を認めることができる。そうして、法の適用の場面における事実の扱いにおいても、情報処理のプロセスにおけるデータ処理前に必要なルールの存在の必要性をあてはめれば、弁論主義の説明にしばしば登場し、当事者から法に関する権能を奪う

かのような役割を果たす「法は裁判所の知るところ」という法諺が現実的なものではないことになる。確かに、この法諺が当事者から法に関する権能を奪うための唯一の根拠ではないから、この一事を以て結論を急ぐことはできない。しかし、当事者から法に関する権能を奪うことには疑問があり、当事者にも法に関する権能が認められなければならないという考え方も、なお、否定できないという論証の一つのとはなりうるように思われる。

このように、法の適用場面を一例として、様々な分野が情報学の研究対象となりうる。本学の様々な分野における研究の層の厚さを反映して、今号も多彩な論稿が集積したものとなった。今後の本学における情報学の研究がさらに展開していくことが期待できる。

① 例えば、JavaScript 言語では「25」を数量として「p1」という変数に代入する場合には、`var p1 = 25` と記述されるの比して、文字列を p2 という変数に代入する場合には、`var p2 = '25'` と記述される（言語によっては、そもそも扱う変数の名称自体を区別する必要があり、例えば初期の Visual Basic では、文字列は変数名の最後に \$ を付けなければならない。先の場合では `p2$ = "25"` としなければならなかった。なお、最近のバージョンである Visual Basic v.6 では、変数名に関するこの制約は無くなっている。しかし、文字列と数量の扱いが異なることについては従前通りである）。

② 例えば、 $p1 = 25$ (数量) と $r1 = 35$ (数量) の加法演算は、 $p1 + r1 = 60$ となる。これに比して、 $p2 = '25'$ (文字列) と $r2 = '35'$ (文字列) の加法演算は、 $p2 + r2 = '2535'$ となる。したがって、同じ加法の演算であってもその結果が全く異なる。

③ 例えば、伊東乾『弁論主義』（学陽書房、1975年）77頁。

④ 例えば、中野貞一郎=松浦馨=鈴木正裕編『新民事訴訟法講義 2 版補 2 版』（有斐閣、2008年）292頁では、「請求の当否の判断の前提をなす権利・法律関係を直接の対象とする自白をいう。訴訟物たる権利関係自体は争いながらも、その前提となる先決的な法律関係の存否について、相手方の主張を認める陳述である（たとえば、所有権侵害を理由とする損害賠償請求訴訟において原告の所有権自体については争わないとの陳述）」と説明されている。

⑤ 例えば、澤木敬郎「連結点の主張と立証」立教法学 10 号（1968年）92頁では、外国法の適用の前提となる「連結点」に関する主張についても、裁判所の専権に属する（講学上、弁論主義と対比して「職権探知主義」と呼称されている）と主張されている。